

在宅難病患者訪問診療事業における専門医等のオンライン参加の導入について

事業概要

寝たきり等により、地域において専門的受療が困難な在宅難病患者に対して、専門医、かかりつけ医、看護師及び保健師、医療相談員等からなる診療班により訪問診療を実施することにより、医療の確保と療養環境の向上を図り、在宅ケア体制の充実を図る。

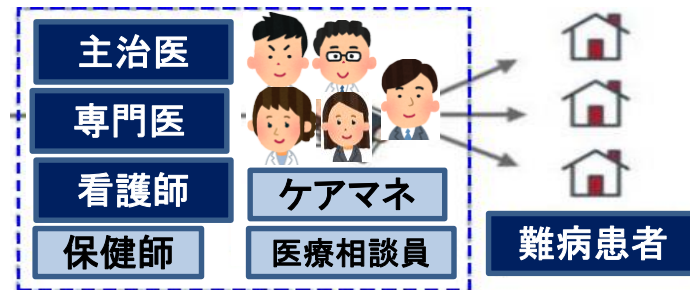
- 事業開始 昭和62年度
- 東京都医師会に委託

従来の実施方法とオンライン参加による実施方法のイメージ

訪問診療時に従来の診療班全員が患者宅を訪問する実施方法に、専門医等はオンライン参加する実施方法を加えることで、状況に応じて適当な実施方法を選択し、訪問診療の機会をより確保できるようにする。

(イメージ)

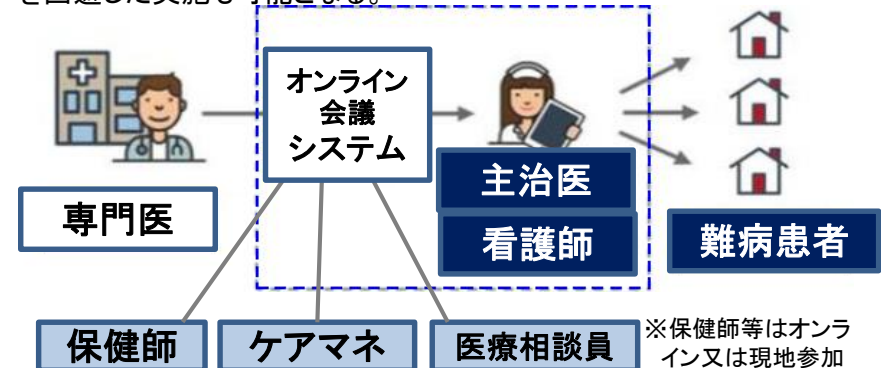
【従来の実施方法】専門医、主治医、看護師をはじめとした診療班が患者宅を訪問する。



【メリット】診療班全員が実地で患者と対面でやり取りすることができる。

【デメリット】感染症流行時に、密を避けた対応をとることができない。

【オンライン参加による実施方法】現地訪問する主治医、看護師以外の専門医等はオンラインでの参加をすることにより、密を回避した実施も可能となる。



【メリット】感染症流行時に、密を避けた対応をとることができる。現地参加が困難であった専門医のスケジュール調整が可能になる。

【デメリット】オンラインで参加する専門医等は患者の様子が画面越しでしか把握できない。

※セキュリティを担保するための運用上のルール

- ・患者の端末は使用せず、地域主治医が持参した端末から専門医等につなげる。